

徳島県立保健製薬環境センター研修生受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県立保健製薬環境センター（以下「センター」という。）の業務に関し、研修を希望する者（以下「研修生」という。）の受け入れについて必要な事項を定めるものである。

(研修の申請)

第2条 研修の申請については、研修生の所属する学校、企業若しくは試験研究機関等（以下「学校等」という。）が、次に掲げる書類を、所長に提出するものとする。

- (1) 研修申請書（様式第1号）、もしくは、様式1の事項が記載されており、所長が認めるもの。
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、所長が必要と認める書類

(研修生受入承認書)

第3条 所長は、第2条の研修の申請を受けて、この研修が必要であり、かつ、センターの業務に支障がないと認めるときは、研修生受入承認書（様式第3号）を学校等に対し、発行するものとする。

(研修生の遵守事項)

第4条 研修生は、研修期間中、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備及び器具の取り扱いは、正しい使用法に従って、丁寧に行うこと。
- (2) 器具及び試薬をセンターの外に持ち出さないこと。
- (3) 所長及び関係職員の指示に従って研修を受けること。

(研修の辞退)

第5条 学校等は、研修生の疾病その他の理由により研修を辞退しようとするときは、速やかに研修辞退届（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

(損害賠償義務)

第6条 研修生がセンターの物品等の利用に際し、故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えた場合は、研修生又は学校等がそのすべてを賠償しなければならない。

(被害責任)

第7条 研修生が研修生自身の過失による事故等により被害を受けた場合は、その被害責任については研修生又は学校等が負うものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 研修生は、研修によって知り得たセンターの内部情報を、他に漏らしてはならない。

(研修の中止等)

第9条 所長は、次の各号に掲げることに該当すると認めたときは、研修を行わず又は中止することができる。

- (1) 研修生が、この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 研修生が、正当な理由がないのに研修を受けないとき。
- (3) 研修生が、所長又は関係職員の指示に従わないとき。

2 所長は、前項に定める措置を行ったときは、その旨を学校等に通知するものとする。

(研修報告書)

第10条 研修生は、所定の研修が終了したときは、その終了後2週間以内に研修報告書(様式5号)を所長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めることのほか、研修に関し必要な事項は双方の協議によって定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
平成6年制定の「研修生・実習生受け入れ要綱」を全面改定する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。